



産後ケア事業に関する“よくある質問”

武蔵村山市子ども子育て支援課

共通

Q 1 出産後、産後ケア事業をすぐに利用したいのですが、妊娠中から申請ができますか。

A 1 産後ケア事業は、妊娠28週以降から申請することができます。なお、利用承認を受けた方が出産した場合は、各病院等に直接予約してください。

Q 2 産後ケア事業を予約しましたが、都合が悪くなりキャンセル（利用日を変更）したいと思います。どこに連絡したらよいですか。

A 2 短期入所型及び通所型の場合は、予約した病院等に産後ケア事業をキャンセル（利用日を変更）したい旨伝えてください。電話番号は以下のとおりです。

- ・ 武蔵村山病院：042-566-3111
- ・ 永井産婦人科病院：042-535-3544
- ・ 東大和助産院：042-566-3266

居宅訪問型の場合は、担当の助産師に直接電話してください。担当の助産師の電話番号が不明な場合は、市子ども子育て支援課母子保健係（電話042-564-5421）へ御連絡ください。

なお、利用当日のキャンセル（利用日の変更）は、1回（1泊）の利用とみなしますので、御了承ください。

Q 3 多胎児の場合の利用料は、どのようになりますか。

A 3 多胎児の場合であっても、利用料は変わりません。

Q 4 実家が武蔵村山市にあり里帰り中ですが、武蔵村山市で産後ケア事業を利用することはできますか。

A 4 武蔵村山市民以外の方が、利用することはできません。

短期入所型・通所型事業

Q 1 母の休息が必要な場合、子どもを別室に預けて産後ケアを受けることは可能ですか。

A 1 母の休息が必要な場合、一時的に子どもを別室にお預かりして産後ケアを受けることが可能です。

Q 2 産後ケアを利用中に子どもを預けて外出することはできますか。

A 2 外出はできません。

Q 3 夫（パートナー）も一緒に利用することは可能ですか。

A 3 産後ケア事業は、産婦とその乳児を対象としておりますので、夫（パートナー）は、利用できません。ただし、居宅訪問型に限り、母の希望により同席することは可能です。

Q 4 乳房ケアだけ受けたいのですが、可能ですか。

A 4 産後ケア事業は、産婦のケア（心身の休息、乳房ケア、健康相談など）や乳児のケア（体重測定、栄養・健康状態の確認など）、育児サポート（授乳指導、沐浴指導、育児相談など）を総合的に行うものであるため、乳房ケアのみの利用はできません。

Q 5 食物アレルギーがあるのですが、対応してもらえますか。

A 5 アレルギー除去など御相談に応じます。詳細は各病院等にお問い合わせください。

Q 6 上の子も一緒に利用することができますか。

A 6 産後ケア事業を利用できる方は、生後1年以内の乳児とその母親となります。上の子については、子どもショートステイ事業を利用できる場合がありますので、御相談ください。

居宅訪問型事業

Q 1 自宅に上の子がいるのですが、産後ケア利用中に、上の子の面倒を見てもらうことは可能ですか。

A 1 家事育児サポーター事業を利用することにより、上の子の面倒を見られる場合がありますので、御相談ください。